

旧							新 (修正赤字)							
§ 2 橋梁工事における諸経費一覧表							§ 2 橋梁工事における諸経費一覧表							
工種区分	材料	工場管理費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費	製作工指定	工種区分	材料	工場管理費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費	製作工指定	
鋼橋架設工事	支承 (鋼製・ゴム支承(鋼製部品付き))	×	×	×	○	7	鋼橋架設工事	支承 (鋼製・ゴム支承(鋼製部品付き))	×	×	×	○	7	
	伸縮装置※1	×	×	×	○	7		伸縮装置※1	×	×	×	○	7	
	落橋防止構造※1 横変位拘束構造※1	×	×	×	○	7		落橋防止構造※1 横変位拘束構造※1	×	×	×	○	7	
	その他材料※1	×	×	×	○	7		その他材料※1	×	×	×	○	7	
	原板プラスト及びプライマー	×	×	×	○	7		原板プラスト及びプライマー	×	×	×	○	7	
	工場塗装費	○	×	×	○	2		工場塗装費	○	×	×	○	2	
	鋼コンクリート合成床版材料費	-	×	○	○	8		鋼コンクリート合成床版材料費	-	×	○	○	○	8
	鋼コンクリート合成床版架設工	-	○	○	○	-		鋼コンクリート合成床版架設工	-	○	○	○	○	-
	鋼コンクリート合成床版 主桁上フランジシール材	-	○	○	○	-		鋼コンクリート合成床版 主桁上フランジシール材	-	○	○	○	○	-
	鋼コンクリート合成床版 接合部シール材	-	○	○	○	-		鋼コンクリート合成床版 接合部シール材	-	○	○	○	○	-
	鋼コンクリート合成床版 コンクリート工	-	○	○	○	-		鋼コンクリート合成床版 コンクリート工	-	○	○	○	○	-
	鋼コンクリート合成床版 養生工	-	○	○	○	-		鋼コンクリート合成床版 養生工	-	○	○	○	○	-
	鋼コンクリート合成床版 鉄筋工	-	○	○	○	-		鋼コンクリート合成床版 鉄筋工	-	○	○	○	○	-
	PC 橋工事	主桁	現場製作	-	○	○		-	主桁	現場製作	-	○	○	○
工場製作※2※3			-	×	○	○	8	工場製作※2※3		-	×	○	○	8
支承(鋼製・ゴム支承※4)		-	○	○	○	-	工場製作(PC板)※4	-	○	○	○	-		
伸縮装置		-	○	○	○	-	支承(鋼製・ゴム支承※5)	-	○	○	○	-		
落橋防止構造 横変位拘束構造		-	○	○	○	-	伸縮装置	-	○	○	○	-		
その他材料		-	○	○	○	-	落橋防止構造 横変位拘束構造	-	○	○	○	-		
河川・道路 構造物工事	支承(鋼製・ゴム支承※4)	-	○	○	○	-	その他材料	-	○	○	○	-		
	伸縮装置	-	○	○	○	-	支承(鋼製・ゴム支承※5)	-	○	○	○	-		
	落橋防止構造 横変位拘束構造	-	○	○	○	-	伸縮装置	-	○	○	○	-		
橋梁保全工事	既製品※5※6	-	○	○	○	-	河川・道路 構造物工事	落橋防止構造 横変位拘束構造	-	○	○	○	-	
	工場製作品※5※6	※7	※7	※7	※7	※7		既製品※6※7	-	○	○	○	-	
<p>凡例 ○：諸経費対象額に含める材料、×：諸経費対象額に含めない材料</p> <p>※1：既製品（二次製品）による部材は、「橋梁付属工」の中で計上し、全ての率対象とする。</p> <p>※2：桁等購入費に該当するもの。</p> <p>※3：プレキャストセグメント桁及びPC板の材料費は、現場管理費、一般管理費のみ対象とする。</p> <p>※4：ゴム支承（鋼製部品付き）以外のパッド型ゴム支承、帯状ゴム支承も含まれる。</p> <p>※5：既製品とは、実施設計書に使用する単価表、建設物価、積算資料に掲載されている既製資材（ボルト等）のほか、伸縮装置、排水装置、落橋防止装置、変位制限装置、支承、防護柵等の資材で単価が掲載されている資材と規格及び形状が類似し、かつ市場性のある資材を言う。</p> <p>工場製作品とは、工場製作工により積算する鋼製資材のほか、既製の製品が無い又は市場性が無く個別に製造する資材として見積り等により価格を決定する資材を言う。</p> <p>※6：見積徴収時に、見積単価に共通仮設費、現場管理費が含まれるか確認すること。</p> <p>※7：鋼橋架設工事の諸経費に準ずる。</p>							<p>凡例 ○：諸経費対象額に含める材料、×：諸経費対象額に含めない材料</p> <p>※1：既製品（二次製品）による部材は、「橋梁付属工」の中で計上し、全ての率対象とする。</p> <p>※2：桁等購入費に該当するもの。</p> <p>※3：プレキャストセグメント桁及びPC板の材料費は、現場管理費、一般管理費のみ対象とする。</p> <p>※4：PC板の材料費は、共通仮設費、現場管理費、一般管理費のみ対象とする。ただし、共通仮設費について、PC板特別調査見積条件が、現場荷下ろし価格となっている場合は、対象外とし、それ以外は対象とする。</p> <p>※5：ゴム支承（鋼製部品付き）以外のパッド型ゴム支承、帯状ゴム支承も含まれる。</p> <p>※6：既製品とは、実施設計書に使用する単価表、建設物価、積算資料に掲載されている既製資材（ボルト等）のほか、伸縮装置、排水装置、落橋防止装置、変位制限装置、支承、防護柵等の資材で単価が掲載されている資材と規格及び形状が類似し、かつ市場性のある資材を言う。</p> <p>工場製作品とは、工場製作工により積算する鋼製資材のほか、既製の製品が無い又は市場性が無く個別に製造する資材として見積り等により価格を決定する資材を言う。</p> <p>※7：見積徴収時に、見積単価に共通仮設費、現場管理費が含まれるか確認すること。</p> <p>※8：鋼橋架設工事の諸経費に準ずる。</p>							